

令和5年度富士圏域地域・職域保健連携協議会作業部会 開催要領（案）

1 目的

富士保健医療圏域における生活習慣病予防及び健康増進のため、地域・職域保健における特定の課題を協議するために作業部会を開催する。

令和2年度から「たばこ対策」をテーマに実施してきたが、令和5年度は「事業所の健康管理等に関するアンケート調査（仮称）」の内容等について協議を行う。

2 日時

令和5年12月～2月の期間で調整 午後1時30分～3時30分

3 会場

静岡県富士総合庁舎内（富士市本市場 441-1）

4 参加者

富士圏域地域・職域保健連携協議会委員の所属（14団体・組織）より参加

5 内容

(1) 協議内容

「事業所の健康管理等に関するアンケート調査（仮称）」の実施について

- ・アンケートの実施概要の検討
- ・対象事業所の選定方法
- ・アンケート項目・調査票の検討
- ・結果の還元及び活用方法 等

(2) 今後の取組について

《事業所の健康管理等に関するアンケート調査（仮称）について》

富士健康福祉センターでは、平成16年度、平成27年度に管内の事業所を対象とした健康管理等に関するアンケートを実施してきました。平成27年度は、勤務形態、健診（検診）の状況、職場のたばこ対策等に関する調査を実施し、調査対象719事業所のうち、355事業所より回答をいただきました（回収率49.4%）。結果から地域の事業所の健康課題等を把握し、職域での健康づくり対策の根拠として活用しています。

富士圏域地域・職域保健連携協議会 作業部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 富士保健医療圏域における生活習慣病予防及び健康増進のため、富士圏域地域・職域保健連携協議会設置要綱第7条の規定に基づき、特定の課題を協議する場として、富士圏域・地域保健連携協議会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 作業部会は、地域保健・職域保健の健康課題やニーズの把握、連携事業の実施等、圏域における生活習慣病の予防、健康増進に向けた取組に関する事項や圏域内の地域・職域保健の連携に関する事項のうち部会長が必要と認める事項を協議する。

(報告)

第3条 作業部会における協議内容は、富士圏域地域・職域保健連携協議会に報告し了承を得る。

(部会長及び委員)

第4条 富士圏域地域・職域保健連携協議会の会長が作業部会の部会長を指名する。部会長は、議題に応じて必要な関係者を委員として招集する。

(会議)

第5条 作業部会は、部会長が招集し、議長を務める。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。